

別 表

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業

名 称	事 業 要 綱 等	年 月 日	番 号	通 知 者
国営かんがい排水事業	国営かんがい排水事業実施要綱	平成元年7月7日	元構改D第532号	農林水産事務次官
国営総合かんがい排水事業	総合土地改良事業実施要綱	昭和38年10月23日	38農地B第3742号	農林事務次官
水利施設等保全高度化事業のうち土地改良法に基づく事業	水利施設等保全高度化事業実施要綱	平成30年3月30日	29農振第2702号	農林水産事務次官
農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち土地改良法に基づく事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	平成30年3月30日	29農振第2711号	農林水産事務次官
農業競争力強化農地整備事業のうち農業競争力強化農地整備事業実施要綱第2の1及び3に掲げる事業	農業競争力強化農地整備事業実施要綱	平成30年3月30日	29農振第2604号	農林水産事務次官
農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱	平成30年3月30日	29農振第2689号	農林水産事務次官
農地耕作条件改善事業のうち土地改良法に基づく事業	農地耕作条件改善事業実施要綱	平成27年4月9日	26農振第2069号	農林水産事務次官
畑作等促進整備事業のうち土地改良法に基づく事業	畑作等促進整備事業交付金交付等要綱	令和5年4月1日	4農振第3102号	農林水産事務次官
国営農地再編整備事業	国営農地再編整備事業実施要綱	平成7年4月1日	7構改D第157号	農林水産事務次官
国営緊急農地再編整備事業	国営緊急農地再編整備事業実施要綱	平成20年4月1日	19農振第2056号	農林水産事務次官
中山間地域農業農村総合整備事業のうち土地改良法に基づく事業	中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱	令和2年3月31日	元農振第2707号	農林水産事務次官
農村整備事業	農村整備事業実施要綱	令和3年4月1日	2農振第2736号	農林水産事務次官
国営総合農地防災事業	国営総合農地防災事業実施要綱	平成元年7月7日	元構改D第486号	農林水産事務次官

農村地域防災減災事業のうち農村地域防災減災事業実施要領第3の2の(1)から(9)まで、(12)及び(14)から(16)まで並びに同実施要領第3の3の(1)に掲げる事業	農村地域防災減災事業実施要綱	平成25年2月26日	24農振第2114号	農林水産事務次官
直轄管理事業	土地改良法	昭和24年6月6日	法律第195号	
基幹水利施設管理事業	土地改良関係施設補助金交付要綱	昭和31年7月28日	31農地第3543号	農林事務次官
	基幹水利施設管理事業実施要綱	平成8年7月31日	8構改A第595号	農林水産事務次官
国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱	昭和60年4月26日	60構改D第302号	農林水産事務次官
独立行政法人水資源機構かんがい排水事業	独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領	平成15年10月1日	15農振第1413号	農村振興局長
独立行政法人水資源機構かんがい排水事業造成施設管理	独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付要綱	平成15年10月1日	15農振第1411号	農林水産事務次官
直轄海岸保全施設整備事業	海岸法	昭和31年5月12日	法律第101号	
海岸保全施設整備連携事業	農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱	平成31年3月29日	30農振第3448号	農林水産事務次官
津波対策緊急事業	農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱	令和3年3月30日	2農振第2707号	農林水産事務次官
海岸メンテナンス事業	農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱	令和4年4月1日	3農振第2823号	農林水産事務次官
農山漁村地域整備交付金のうち農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1の(2)の①のアに掲げる事業及び同実施要綱第2の1の(2)の①のエに掲げる事業のうち農地保全に係るもの	農山漁村地域整備交付金実施要綱	平成22年4月1日	21農振第2453号	農林水産事務次官

<p>沖縄振興公共投資交付金のうち沖縄振興公共投資交付金制度要綱別紙2の1に掲げる事業及び同制度要綱別紙2の4に掲げる事業のうち農地保全に係るもの</p>	<p>沖縄振興公共投資交付金制度要綱</p>	<p>平成 24 年 4 月 6 日</p>	<p>府地戦第 45 号 警察庁甲官発第 135 号 総官企第 138 号 24 文科施第 2 号 厚生労働省発会 0406 第 5 号 23 農振第 2591 号 平成 23・03・23 財地第 2 号 国官会第 3156 号 環境会発第 120406011 号</p>	<p>内閣府事務次官 警察庁長官 総務事務次官 文部科学事務次官 厚生労働事務次官 農林水産事務次官 経済産業事務次官 国土交通事務次官 環境事務次官</p>
<p>福島再生加速化交付金のうち福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)交付要綱(農林水産省)別添1第2の(1)から(5)及び(8)から(11)に掲げる事業</p>	<p>福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)交付要綱(農林水産省)</p>	<p>平成 26 年 2 月 28 日</p>	<p>25 食第 200 号</p>	<p>農林水産事務次官</p>
	<p>福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)基金交付要綱(農林水産省)</p>	<p>平成 27 年 4 月 15 日</p>	<p>27 食第 10 号</p>	<p>農林水産事務次官</p>